

【ご案内】浄化槽保守点検業者業務実績報告等の電子届出

浄化槽法の改正(令和2年4月施行)により、都道府県に対して維持管理情報を記載した浄化槽台帳の作成が義務化されたことから、報告実績の適正な管理と手続きの効率化のため、令和5年4月より電子届出での報告受付を開始いたします。電子での報告に御協力をお願いいたします。

○ 対象となる報告

- ・ 浄化槽管理士研修受講状況報告書(様式第8号)
 - ・ 浄化槽保守点検業者業務実績報告書(様式第14号)
- 報告期限はこれまでと同じく6月末までとなります。

○ 電子届出案内サイト

「浄化槽保守点検業者の業務実績報告等の電子届出について」

[岩手県公式ホームページ](#) > [くらし・環境](#) > [環境](#) > [一般廃棄物・浄化槽](#)

> [浄化槽保守点検業者の業務実績報告等の電子届出について](#)

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kankyou/ippai/1061365.html>



○ 報告方法

① 電子用報告様式での報告書の作成

電子届出用のExcel様式で報告書を作成ください。様式は上記「電子届出案内サイト」からダウンロードしてください。

② 保守点検実績を市町村ごとに作成（浄化槽保守点検業者業務実績報告書の場合）

浄化槽保守点検業者業務実績報告書の別添に記載する保守点検実績は、市町村ごとに作成ください。記載方法は記載例を確認ください。

(浄化槽IDの記載欄がありますが、現在記載方法を検討中のため、記載をお願いする場合は別途御連絡いたします。浄化槽IDは、令和5年4月より浄化槽設置の際に交付される維持管理通知等に記載予定です。)

③ 上記「電子届出案内サイト」の各届出申込ページから報告

別添の「浄化槽保守点検業者業務実績報告等の電子届出フロー」を参考に報告してください。

※ 電子での報告が難しい場合は、これまでどおり保健所へ紙で報告をお願いいたします。その場合も②のとおり、市町村ごとの保守点検実績の作成に御協力願います。

○ 電子届出のテスト（～令和5年2月末まで）

- ・ 浄化槽保守点検業者業務実績報告の電子届出を実際に試すことができるテスト用のホームページを公開しています。上記「電子届出案内サイト」からアクセスできます。
- ・ メール受信や報告書の添付が問題無く行えるか確認していただけます。
- ・ テストの際、今年度提出済の業務実績報告書のデータ(Excel以外の形式でも可)を添付して届出いただくよう御協力をお願いします。